

平成28年第5回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 8 月 8 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1 号～議案第 2 号

提案～採決

○出席議員（10名）

1番 加藤泰久
2番 小坂泰夫
3番 山崎文直
4番 丸山豊
5番 百瀬輝和

6番 唐澤由江
7番 都志今朝一
8番 三澤澄子
9番 大熊恵二
10番 原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一直
副村長 原茂樹
教育長 征矢鑑
総務課長 堀正弘
地域づくり推進課長 田中俊彦
会計管理者 小澤久人
財務課長 平嶋寛秋
住民環境課長 埋橋嘉彦

健康福祉課長 藤田貞文
子育て支援課長 有賀由起子
産業課長 唐澤孝男
建設水道課長 出羽澤平治
教育次長 藤澤隆
代表監査委員 原浩
教育委員長 三澤久夫

○職務のため出席した者

議会事務局長 唐澤英樹
議会事務局次長 松澤さゆり

会議のてんまつ

平成28年8月8日 午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 連日猛暑が続いておりまして、体調管理等、大変気を使うところでもありますし、また何かとお忙しいところ、大変御苦労さまです。

ただいまから、平成28年第5回南箕輪村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番、都志今朝一議員、8番、三澤澄子議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

先ほど、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成28年第5回南箕輪村議会臨時会の会期日程等について、先ほど、議会運営委員会を開催いたしました。次のように決定しましたので報告いたします。

本臨時会に付議された事件は、議案が2件であります。

したがって、会期は、本日8月8日限りといたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、8月8日限りに決定いたしました。

なお、本日の臨時会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

本日、平成28年第5回議会臨時会を招集申し上げましたところ、何かと御多用の中、全議員の出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

この地域も7月28日に梅雨明けとなりました。例年よりかなり遅い梅雨明けでありましたが、災害もなく梅雨明けとなり、ありがたいことでもあります。

また、7月31日には、県ポンプ操法大会に第2分団第2部が出場しました。5位入賞となり、すばらしい操法を行っていただき、技術力の向上を実感したところであります。長い間

の訓練に敬意を表するところであります。

また、今、リオオリンピックが開幕し、日本じゅうが盛り上がっております。日本選手の活躍を期待しておるところでもあります。

さて、本日の臨時会は、生涯学習施設の建設工事、北部保育園の増改築工事で、本体であります建築工事部分が、地方自治法及び条例で定めます額を超えましたので、契約の締結に当たり、議会の議決をお願いするものであります。

原案どおりお認めをいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） これから議案の上程を行います。

議案第1号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本議案は、北部保育園増改築工事、建築工事の入札を去る8月1日に実施いたしました。工事請負契約予定価格が、地方自治法の規定に基づき、南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める額となりましたので、同法及び同条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 議案第1号「工事請負契約の締結について」、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第1号の2ページ、説明資料をごらんいただきたいと思います。

平成28年度北部保育園増改築工事、建築工事の入札結果でございます。

入札会の時期は、平成28年8月1日14時でございます。

工事の内容につきましては、調理室と保育室の増改築工事を実施するものでございます。構造は鉄骨づくり、平家建て。規模は、調理室になります増築部分の延べ床面積139.15平米、現給食室を保育室に改修する部分の延べ床面積は79.61平米。

3、入札結果でございます。応札者数5者、落札金額6,663万6,000円、落札業者につきましては、原建設株式会社。

4の工期でございます。着手が、南箕輪村議会議決の日から平成29年3月31日までです。

それでは、1枚戻っていただきまして、1ページの工事請負契約の締結についてをごらんください。

1、契約の目的、平成28年度北部保育園増改築工事、建築工事。2、契約の方法、制限付一般競争入札。3、契約の金額、6,663万6,000円。4、契約の相手方、南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役、原武光。

以上で細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから、議案第1号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

入札の際の応札者の5者の名前と、それから予定価格に対する落札率をお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） ただいまの応札の業者名ですけれども、5者ございまして、原建設株式会社、それから株式会社伊那総建、入戸建設工業株式会社、株式会社宮坂組、それから株式会社あつとホームの5者となっております。

それから、落札率でございますけれども、99.9%となっております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

今、5者の名前、それから予定価格に対する落札率のパーセントの話がありましたが、この制限付一般競争入札、これにつきまして、大分さかのぼるわけですが、村内でも談合があるのではないかという話が十数年前、これはずっとこの業界そうなんです、あるような、ないような状況でずっと続いてまいりまして、この議論が非常に活発になったのが十数年前であります。その中で、村では制限付一般競争入札。それまでは、指名競争入札というのが一般的でありました、村でやっている入札の方法が。それで、それに指名競争入札から制限付一般競争入札と、これを取り入れることによって透明性を図っていかうと、こういう趣旨から、ずっと制限付一般競争入札になってきたわけですが、最近の入札状況を見てみますと、以前の指名競争入札とほぼ変わらない内容等で、外部から見ますとそんな状況が見えてまいります。この制限付一般競争入札、もう既に10年を超えているわけですが、この辺について、どのように入札の方法について考えておられるか、お尋ねをするものであります。

なお、また、この入札に関しましては、地方自治法で入札に応じる、指名といいますか、会社の、いわゆる入札保証金という問題が地方自治法で言われております。国においては、100分の5というような目安があるようではありますが、地方自治体においては、長の判断でそこは決めていくべきであるというような地方自治法の解釈があるわけですが、その辺についても、この入札保証金の問題について、どのように処理をされているのか、改めて、これは原理原則でありますので、改めてお尋ねをするものであります。

本来、入札は一般競争入札、もしくは指名競争入札というのが大きな流れであります、本村の場合は、十数年前から制限付一般競争入札によって透明性を高めて、住民に理解を求めていかうと、こういう方法で今日まで来ていると思っております、その辺についてお尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 入札の方法、いろんな議論があるところであります。御指摘のと

おり、指名競争入札から制限付一般競争入札に変えてまいりました。これからどうするのかという部分でありますけれども、他市町村との状況等、これは十分考慮していかなければなりません。どうしても、いわゆる本村の業者がほかへ入れないという状況、これは出てきておるところでありますので、しばらくは制限付一般競争入札でいかざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

保証金等の問題につきましては担当のほうからお答えをいたします。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 入札保証金のほうですけれども、村では、県の約款に従って同様のよう処理をしております。ちょっと済みません、パーセントは、私ちょっと記憶が、済みません、ありませんので、また後でまた御報告いたします。

議長（原 悟郎） どう、わからんな、今の説明では。

お待ちください。

ちょっと調べてますので、しばらくお待ちください。

ほかに質問ある方、よろしいですか。

はい、それじゃあ、ちょっと待ってください。

暫時休憩します。トイレの方、どうぞ。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時23分

議長（原 悟郎） 休憩前を解いて、会議を再開いたします。

副村長、答弁を求めます。

副村長（原 茂樹） 大熊議員さんから御質問にお答えをいたします。

地方自治法施行令の167条の7のほうで、一般競争入札の入札保証金について定めがされております。普通地方公共団体が一般の競争入札により契約を締結しようとするとき、入札に参加しようとする者をして、入札保証金を納めさせなければならないということになっております。これにつきましては、地方公共団体の規則のほうで定めるということになっておりまして、村では、南箕輪村財務規則の第110条のほうに定めがございます。村のほうも、その100分の5というお話がございましたけれど、これ、100分の5以上というふうにしてあります。

通常100分の5ということの扱いにはなっておりますが、基本的には、この入札保証金、全部を納めていただくわけですが、財務規則の110条の本則のほうで、各号列記以外の部分で、入札保証金の全部または一部を納めさせないことができる場合ということで定めています。これが、各号ということで載っておるんですが、一つには、入札保証保険というものがございまして、その保険に加入をしているとき、その契約をするときというのが一つあります。それから、二つ目としまして、過去2年間に、村、それから国または他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有するも者、かつその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたときには、これを納付させなくてもいいということになっております。それと、もう一つ、前2号に掲げる者のほかということで、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときということで、これらの場合には納付を免除することができるという定めになっております。

実際の場面でございますけれど、村のほうで入札において、現在のところはこの納付をさせるような対象になる業者は今のところございませんので、入札保証金ということではございませんけれど、納付は実際にはないということでございます。

それから、ちょっと関連しますので、契約保証金というのがございます。これは、契約に当たって納付をさせなければならないということで、こちらのほうは、100分の10以上ということで契約保証金をいただくようにしております。こちらは納付をしていただいております。有価証券による場合もございますし、保証会社の証券による場合もあるという形でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 大熊議員、よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 本来、わかりやすい形で、この制限付一般競争入札というものが導入をされたわけであります。透明性を高めるという意味で、こういう方法を本村の場合は取り入れたという経緯があるわけですが、国においては100分の5、それから地方公共団体においては適宜、状況に判断して、自治法にのっとって定めなければならないというようなことに地方自治法では解釈されていると思います。本来、わかりやすいように、地方自治法にのっとって、きちんとした処理がなされることが、今後、わかりやすいやり方だというふうに私は思うわけでありますが、これらについて、代表監査委員はどんなふうにこの問題を考えておるか、今まで監査の中でそういった問題が指摘されたこともないようではありますが、その辺、代表監査委員にもお尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） 今、大熊議員のほうからの質問でございますけれど、副村長から、都度、御説明がありました。監査のほうも、その辺は今後ともしっかり見ていきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） ぜひ、入札が、いいとか、悪いとかという問題ではなく、やはり法にのっとって、きちんとやるのが基本だと思います。そういった意味で、もっとわかりやすい形で、こういったものが議会に提案されることを望むわけですが、その点、今後も問題も含めて、業者選定委員長は副村長でありますので、その辺をどうお考えになっているか、副村長のほうから御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） ちょっと答弁で即答はできないような状況で申しわけございましたが、村の入札の関係、いわゆる業者選定委員会のほうで選定をさせていただいております。これも全て、今、地方自治法のお話がございましたけれど、地方自治法以下の法令、それから村の条例規則にのっとった形で行っております。現在もそういう形で行っております。議会の中でもいろいろ御質問もいただきまして、村民の皆さんにもいろんな形で公表も進めてきております。今後とも、より透明性、公平性、村民の皆さんに御理解をいただけるようなふうには努力をしていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに。

9番（大熊 惠二） 議長、答弁漏れでお願いします。もう、私、3回やっていますので。

議 長（原 悟郎） 3回です。

9 番（大熊 恵二） ええ、答弁漏れがありますので。答弁漏れで扱ってください。

議 長（原 悟郎） 何が。

9 番（大熊 恵二） ちょっと質問があります。

議 長（原 悟郎） いや、簡略に言ってください。

9 番（大熊 恵二） いわゆる、先ほど村の条例等もあつて、これからもできるだけ透明性を高めていくということですが、シンプルに、地方自治法に規定されている入札保証金等の導入について、どういうふうを考えているか、御答弁がありませんので、その辺、もう少しわかりやすく説明をしていただきたいと、以上。

議 長（原 悟郎） 原副村長。

副 村 長（原 茂樹） これ、それこそ、法律、それから施行令に基づいて、認められている免除という方法もございませぬ。それを村のほうで規則として定めて適用しておるわけございませぬ。それで公平性が保たれない、あるいはわかりづらいということはないのではないかなというふうに思うわけございませぬけれど、制度と申しますか、法令に基づいてやっておりますので、そのこと自体、問題があるというふうには捉えておりませぬけれど、先ほども申し上げましたが、村民の皆さんが、そこにわかりづらいという部分があるといけませんので、その辺についてはよりわかりやすいというか、理解をしていただけるように努めてまいりたいと思ひます。

議 長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第2号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本議案は、生涯学習施設建設工事、建築工事の入札を去る8月1日に実施しました。工事請負契約予定価格が、地方自治法の規定に基づき、南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める額となりましたので、同法及び同条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明をいたしますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） それでは、議案第2号「工事請負契約締結について」、細部説明を申し上げます。

議案第2号の議案書2ページの説明資料をごらんください。

初めに、建築工事の入札結果についてでございます。

入札会の時期であります、平成28年8月1日14時。

工事内容につきましては、主要用途、生涯学習施設及び中学校教室一部改修、構造、木造

2階建て、鉄骨づくりであります。規模につきましては、建築面積393.59平方メートル、延べ床面積668.53平方メートル、これは渡り廊下49.51平方メートルも含まれます。

3の入札結果でございます。応札業者4者、落札金額につきましては1億5,098万4,000円、落札業者につきましては原建設株式会社であります。

4の工期でございますが、南箕輪村議会議決の日から平成29年3月28日までとなります。

1ページにお戻りいただきまして、工事請負契約の締結についてでございます。

1、契約の目的、平成28年度南箕輪村生涯学習施設建設工事、建築工事でございます。契約の方法、制限付一般競争入札。契約の金額、1億5,098万4,000円でございます。契約の相手方は、南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役、原武光でございます。

以上で細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

先ほどと同じですけれども、応札者の名前と、それから落札率をお願いしたいと思います。

それとあわせて、前の議会で、建設工事における公契約法というものの質問をちょっといたしました。この中で、県には理念法みたいなものがあるということですが、市町村で持っているところはなかなか少ないということの中で、受けた業者が労働者の賃金についてもきちんと保障されるというか、そういう監督を村のほうできちんとしていくような体制があるのかどうかということもお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 生涯学習施設のほうの応札業者名ですけれど、4者ございまして、原建設株式会社、それから株式会社伊那総建、それから株式会社宮坂組、株式会社あっとホームで、請負の比率は99%となっております。

それから、公契約の関係ですけれども、下請等の制限、金額とかの制限はございますけれども、その賃金までについての細かな契約はありますが、そこまではしてないと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 三澤議員、よろしいですか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

当然、不当なダンピングを下請のほうにしていこうということもあるわけですが、主には、公契約の理念というのは、労働者の権利がきちんと守られて、そういう、例えば、労働者の賃金がきちんと保障された体制の中で働いているというのがもともとの理念なんです。自治体の仕事の中でワーキングプアを生み続けるという構造が生まれてきている状況の中で言われていることでもありますので、その辺が、やっぱりきちんと管理監督できるのが本来の目的じゃないかと思うんですけれど、その辺の考え方、ちょっともう一度お願いします。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） いわゆる公契約法について、三澤議員さんのおっしゃる部分もあるかと思いますが。これ、地方自治体のほうに適用していく際には、やはり公契約条例という形でやっていかなければいけないわけですが、今、御質問の中にもありましたけれど、

自治体としてこういうものを定めてというところはまだ数が少ないかなと思います。村としても検討していく必要はあるかというふうに思いますけれど、現状ではそこまで至っていないということでございます。

そういった条例も考えながらやっていかなければいけませんけれど、現実のところでは、なかなかそういった定めがない限りは、村が直接その下請ですとか、あるいは、まださらに下請の下請というふうな形もございますけれど、そこまでの賃金がどうだとかいうところの具体的な、直接的な指導というところはちょっとできませんので、また今後の課題ということで検討をしてみたいと思います。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

今、4者のお名前が三澤議員の質問でわかりましたが、今、村では、Aクラス、Bクラス、Cクラスという、県のランクづけがずっとあると思うんですが、これらは、今、5,000万を超えるものだったですかね、今、議会に付するやつは。以前は3,000万ということでしたが、今5,000万ですね、5,000万以上。それですから、Aクラス、この4者はAクラスに全部入っているのかどうか、この辺をお尋ねいたします。

それと、最近、建設業の年間を通してのコンスタントな仕事量が確保できないということ、御多分に漏れず、どこでもそういう傾向にあるわけですが、非常に建設会社そのものが商社化をしてみたりして、自社で、これは何%以上ですかね、工事しなければいけないという規定があるわけですが、にもかかわらず、下請を大いに使うと。その下請も、また本来、村で、先ほど村長のお話にもありましたが、他町村への参加ができないために、村内業者育成という立場から制限付というようなことでやっておるといってお話がありました。ただ、受けた業者の中には、下請を村外に出している、村内の業者じゃない。そうなりますと、本来、村が目的としている地元業者育成という立場から大きく外れてくると思うんですが、その辺について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（原 悟郎） それじゃあ、先、平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 生涯学習施設の工事の等級の関係でございますけれども、村の入札制度の事務処理要綱によりますと、工事の種類ごとによりまして、扱える金額とそれに合う等級が定められております。今回の生涯学習施設のほうにおきましては、この金額でいきますと、A級の会社の方が参加できるということで、先ほど申しました4者は全てA級の方であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 次の、その入札の下請が外部の関係の考え方。

原副村長。

副村長（原 茂樹） その前に、この議会議決の5,000万でございますけれど、これは以前から5,000万円ということで、建設工事についてはお願いをしておるところでございます。

それから、下請等の場合の村内業者のほうになっているのかという、あるいは村外の業者が入ってきているんじゃないかという御質問でございますけれど、全くないというわけではございませんけれど、村も、これは指導というよりは、お願いという形になってしまいます

けれど、契約を締結する際に、それぞれの業者さんに、村内の業者のほうで、下請なりが必要な部分についてはやってもらいたいと、お願いをしたいということでこれまでやってきております。今後もそんな形で進めてまいりたいと思います。また、必要に応じては、JVですとか、そういった形も考えながら今後進めてまいりたいと思います。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） いつ聞いても同じ答弁なんですけど、確かに、強制力はないのかもしれませんが、下請等については。しかし、やはり村が意図としている地元業者育成という立場からすれば、その業者が、受けた以上はどこへ出そうと自分の勝手じゃないかと、こういう理論ではなく、ただ単にお願いということになると弱いわけです。実際に工事を発注して、現在下請にどこが入っているのか、村内の業者なのか、そうでないのか、その辺もしっかり見きわめた上で、もっと強い行政指導というか、単なるお願い、通り一遍のお願いということになりますと、本当のその場しのぎのお願いになって、いつ聞いてもそういうお願いで終わるわけですが、やはりそういう、業者によってはそれぞれのパイプがあって、村内じゃなく村外へ持っていくというケースも多いわけです。そういう点がきちんとできないと、元請は村内の業者で、結局後はペーパーマージンと、商社化していますから、そういうことになれば、本来、村の目的とする地元業者育成にはならないわけで、その辺ももう少し強いお願い、行政指導と、そういったことが、出した仕事に対して、出しっ放しで、もう受けてくれたからいいんだというんじゃないくて、その後の調査、または確認、そういったことをきちんとやる必要は私はあると思うんですが、その辺のお考えを、もう少し強い、心して御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 工事関係は副村長でありますけれども、全体にかかわる部分でありますので、私のほうから答弁させていただきます。

村内業者育成という部分、あるいは村には業者数というのが少ないわけでありまして、そんなことで、他の市町村との兼ね合いもありまして、指名競争から制限付一般競争入札へということで変えてきたところであります。

下請の関係が出ました。下請につきましては、品確法の関係で、届け出義務というのがありますので、きちんとそれは届け出ていただいております。それで、同時に、できるだけ村内でという部分でお願いはしております。そういった強制力を持ってということではできませんので、強いお願いという部分でしていく以外にはないわけでありまして、その辺はそんな御理解をお願いしたいと思います。強いお願いということは、これからもしていきますし、その工事の契約のたびに、そういう話は申し上げておりますので、かなり私自身は浸透してきておるといふふうに考えておるところであります。ただ、工事時期が重なったり、いろんな部分がありますと、一部は村外の業者へ出ていく場合もありますけれども、それはそれでやむを得ない部分ということで考えております。強いお願いという部分で御理解いただければということでもあります。これからも、そういったことは徹底をさせてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。最後です。

9番（大熊 恵二） 答弁は結構ですが、今、非常に村長から心強い、強いお願いが出

されました。大いに期待もしておりますし、ぜひ村内業者育成のために御努力をお願いしたい、以上であります。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 1 番、加藤です。

議案1号、2号において、両方とも共通する点でございますが、通園園児がいる中、また通学生徒がいる中での工事ということになります。そうした中で、やっぱり工事の進捗においても、施工業者もなかなか進捗、安全に配慮しながらやるということで、大変時間的には問題になるかと思えますし、過去においても、保育園、学校等の工事が出た中で、施工業者が大変厳しい工期であるということも聞いております。そうした中で、今回の工期については、どのような配慮がなされたかというようなこともお聞きし、もう一点は、共通していることは、やっぱり園児、生徒が多く通うというような中で、施工会社は当然、安全面には配慮するわけですけれども、発注側として、どのような安全対策をお願いしているかと、この2点について質問いたします。

議長（原 悟郎） 担当課長のほうで、先、有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

工期の関係でございますが、昨年度、北部保育園を同じ規模の西部保育園を行っておまして、その工期も見ながら、この期間内ですべてということを計画しておまして、3月31日までは完成すると予定しております。

それから、施工中の安全面ですけれども、常に工事の進捗状況につきまして、保護者にお便りを出しながら、また業者のほうでは、看板等で危険な箇所とか、ここは入らないでくださいというようなことをお示しながら、安全対策に心がけております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 加藤議員の質問でございます。

工期についての配慮という部分で、こういった考え方でありまして、実は、生涯学習施設については補助事業でありまして、既に、本来ですと内示がおりていていい状況であります。若干おくれた経緯もございますけれども、コンサル、業者等の話の中で、この工期の中でおさめるようには何とかできるような状況の中で考えたところであります。配慮という点では、一応建築工事でありますので、その中でやっていただく、入札ということで考えておりましたので、そのように業者に対してはお願いをしまっているところでありまして、通学の安全の面でありますけれども、これ、御存じのように、場所につきましては現在の中学の体育館の南側が予定地になりますので、当然、その出入り口、特に朝夕の通学時間帯については、特に配慮しなければいけないと思っておりますし、今の課長が申しましたように、児童生徒に対しても安全配慮のお願いを周知しなくてはいけないと思っておりますけれども、まだ請負業者との具体的な準備の打ち合わせができておりませんので、その点は十分配慮するようなお願いをしまっているつもりであります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第1号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

3番、山崎文直議員。

反対。

3番（山崎 文直） 賛成です。

要望を兼ねた内容であります。今回のこの議案第2号の業者、村を代表する業者であります。ここには出てきませんが、設計業者も村のところであります。村の公共事業の中で、過去にこの業者が施工した工事も幾つもあります。その中で、幾つかの工事の中では、雨漏りという問題が生じて、その後、何回かも補修をするというような事例を見てきたケースがあります。そういった点で、今回、この工事の中で、平面図等は説明を受けているわけですが、屋根の構造だとか、壁の構造、そういうところについては十分なる説明をまだ聞いてはありませんが、ぜひとも施工する、先ほどの工期の問題もありました。こういった中で、急ぐ部分もあるかと思えますけれども、ぜひとも過去の事例の中で雨漏り等については、特に管理監督、注意をしていただいて、将来にわたって余り補修が生じるということのないような形で、執行部として進めていっていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 慎重な御審議をいただく中で、お認めをいただきまして、ありがとうございました。

安全には注意しながら、工期内に進行できるよう万全を期してまいりたいと思っております。また、今出された御意見等々、村内業者に下請という話が出ました。この辺は強いお願いということで御理解いただきましたので、そのようなお願いはしてまいります。

お盆が済みますと、南箕輪村最大のイベントであります大芝高原まつりとなります。天候に恵まれ、村民が一つになるような、盛大なお祭りになることを期待しておるところであります。また、議員各位の御協力もお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことにお礼を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（原 悟郎） これをもちまして、平成28年第5回南箕輪村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（原 悟郎） お疲れさまでした。

閉会 午前9時59分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員